

第2編 届出書等の提出について

1. 届出書の種類と届出の方法

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業及び水銀排出施設の届出に必要な書類とその届出の方法は次のとおりです。

(1) ばい煙発生施設

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書 様式	添付書類
設置届 (第6条第1項)	工事着手の 60日以前	様式第1 別紙1 別紙2 別紙3	(設置届、使用届、変更届共通) ①ばい煙発生施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②ばい煙処理施設の構造とその寸法を記入した概要図 (煙突だけの場合も、その概要図) ③ばい煙発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の説明概要図(工程図) ④ばい煙発生施設とばい煙処理施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図 ⑤煙道の排ガス測定孔(径は10cm程度)の設置箇所を示した図面 ⑥緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法を記載した書類 ⑦工場・事業場への案内図 ⑧ばい煙の発生に係る原材料および燃料の分析表 ⑨ばい煙の計算書
使用届 (第7条第1項)	新たに施設に指定された日から 30日以内		
変更届 (第8条第1項)	工事着手の 60日以前		(変更届のみ必要とするもの) ①変更期日及び変更説明書 (変更内容を詳細に説明したもの) ②変更内容を説明する書類及び図面 (変更の前後の状況を明らかにする図面等)
氏名等変更届 (第11条)	変更のあった日から30日以内	様式第4	(注)
施設使用廃止届 (第11条)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	
承継届 (第12条第3項)	承継のあった日から30日以内	様式第6	

(注) この届出は、会社の名称や工場の名称が変更されたり、届出者の会社代表取締役が交代した場合に必要です。

計画書の種類	適用範囲	届出の要件
硫黄酸化物に係る計画書 (設置・使用・変更)	9市 (注1)	○法第5条の2第1項及び第3項の規定により告示した総量規制基準(工場等における原燃料の合計が500 L/h以上) ○法第15条の2第3項の規定により告示した燃料使用基準(工場等における原燃料の合計が50 L/h以上500 L/h未満)
窒素酸化物に係る計画書 (設置・使用・変更)	13市 (注2)	千葉県窒素酸化物対策指導要綱の規定による、工場等における原燃料の合計が2 kL/h以上 (環境の保全に関する細目協定書及び窒素酸化物対策に関する覚書を締結した事業所は除く。)

注1: 松戸市・市川市・浦安市・習志野市・市原市・木更津市・君津市・富津市及び袖ヶ浦市

注2: 野田市(関宿台町, 関宿江戸町, 関宿江戸町飛地, 関宿元町, 関宿元町飛地, 関宿内町, 関宿町, 関宿三軒家, 平井, 東宝珠花, 次木, 親野井, 古布内, 桐ヶ作, 平成, 柏寺, 中戸, 中戸谷津, 新田戸, 西高野, はやま, 東高野, 木間ヶ瀬, 木間ヶ瀬新田, 岡田, 岡田新田, 丸井を除く)・柏市・流山市・松戸市・市川市・浦安市・鎌ヶ谷市・習志野市・市原市・木更津市・君津市・富津市及び袖ヶ浦市

(2) 揮発性有機化合物（VOC）排出施設

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
設置届 (第17条の5 第1項)	工事着手の 60日以前	様式第2 の2 別紙1 別紙2	(設置届, 使用届, 変更届共通) ①VOC排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図 ②VOCの処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図(※1) ③VOCの排出の方法を記載した書類(煙突等の排出場所を説明するもの) ④VOCの排出及びVOCの処理に係る操業の系統の説明概要図(工程図) ⑤VOC排出施設及びVOCの処理施設の設置場所(場内配置図) ⑥排出ガスの導管に排出ガスの測定箇所が設けられている場合, その場所を明記した書類 ⑦緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法を記載した書類 ⑧工場・事業場への案内図 ⑨送風機又は排風機的能力算定を記載した書類(※2)
使用届 (第17条の6 第1項)	新たに施設に指定された日から 30日以内		
変更届 (第17条の7 第1項)	工事着手の 60日以前		(変更届のみ必要とするもの) ①変更期日及び変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面
氏名等変更届 (第17条の13 第2項)	変更のあった日から30日以内	様式第4	
施設使用廃止届 (第17条の13 第2項)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	
承継届 (第17条の13 第2項)	承継のあった日から30日以内	様式第6	

(※1) 排出ガスを処理施設において処理しない場合, 添付は不要。

(※2) 送風(排風)機的能力を合算, 比例配分等で算定する場合に添付すること。

VOC排出施設1に対し送風(排風)機1の場合, 添付は不要。

(3) 一般粉じん発生施設

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
設置届 (第18条第1項)	設置の前	様式第3及び 別紙1(コークス炉) 別紙2(堆積場) 別紙3(ベルトコンベア等) 別紙4(破碎機・摩砕機・ふるい) のうち該当するもの	①一般粉じん発生施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②一般粉じん処理施設および発じん防止のための装置(フードを含む)の構造とその寸法を記入した概要図 ③一般粉じん発生及び一般粉じんの処理に係る操業の説明概要図 ④一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理施設を示した工場・事業場配置図 ⑤工場・事業場への案内図
使用届 (第18条の2 第1項)	新たに施設に指定された日から30日以内		

変更届 (第18条第3項)	変更の前		①変更期日及び変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面
氏名等変更届 (第18条の13 第2項)	変更のあった日 から30日以内	様式第4	
施設使用廃止届 (第18条の13 第2項)	使用を廃止した 日から30日以内	様式第5	
承継届 (第18条の13 第2項)	承継のあった日 から30日以内	様式第6	

(4) 特定粉じん排出等作業

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
実施届 (第18条の17 第1項)	作業の開始の14 日前まで	様式第3の5 別紙	①特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ②特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ③特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ④下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 ⑤その他 ・事故時の連絡体制表 ・養生、更衣室、掲示板、廃石綿保管場の位置を示した図面 ・施工箇所詳細図（施工箇所の寸法記載） ・特定建築材料使用面積の算定根拠 ・養生詳細図 ・集じん機の風量計算（使用する場合） ・セキュリティゾーンの詳細図（使用する場合） ・建築物等の解体等の作業に関するお知らせ看板の例示 ・石綿除去作業フロー図 ・特別管理産業廃棄物の処分方法 ・使用資機材の一覧とカタログ等

(5) 水銀排出施設

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書 様式	添付書類
設置届 (第18条の28 第1項)	工事着手の 60日以前	様式第3 の6 別紙1 別紙2 別紙3	(設置届, 使用届, 変更届共通) ①水銀排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図 (*) ②水銀等の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図 (*) ③水銀排出施設及び水銀等の処理施設の設置場所を示した場内配置図 (*) ④水銀等の排出及び水銀等の処理に係る操業の系統の概要 (工程図, 図面等) ⑤排出ガスの導管に排出ガスの測定箇所が設けられている場合, その場所を明記した書類 (*) ⑥緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法を記載した書類 ⑦工場・事業場への案内図 (*)
使用届 (第18条の29 第1項)	新たに施設に指定された日から 30日以内		
変更届 (第18条の30 第1項)	工事着手の 60日以前		(変更届のみ必要とするもの) ①変更期日及び変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面
氏名等変更届 (第18条の36 第2項)	変更のあった日から30日以内	様式第4	
施設使用廃止届 (第18条の36 第2項)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	
承継届 (第18条の36 第2項)	承継のあった日から30日以内	様式第6	

(*) 施行規則様式第1によるばい煙発生施設設置 (使用、変更) 届出書を県へ提出している場合に限る、省略が可能な場合があります。

(6) 届出部数

各届出とも2部提出してください。

※氏名等変更届及び承継届は、ちば電子申請サービスによる提出も可能です。(副本の返却はありません。)

ちば電子申請サービス：https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_initDisplay

(7) 石綿事前調査結果の報告

報告の種類	報告の時期	報告書様式
事前調査結果報告 (第18条の17第6項)	事前調査の終了後、遅滞なく	様式第3の4

※原則として電子システムによる報告が必要ですが、電子システムを使用できない場合には、報告書による提出も可能です。

石綿事前調査結果報告システム：<https://www.ishiwatahoukoku.mhlw.go.jp>

2. 届出書の提出先

(ばい煙発生施設, 一般粉じん発生施設, 特定粉じん発生施設, 水銀排出施設)

事業所所在地	千葉市	船橋市	柏市 (注2)	市川市, 松戸市	市原市	その他の市町村
工場	千葉市 環境局 環境保全部 環境規制課	船橋市 環境部 環境保全課	柏市 環境部 環境政策課	管轄地域振興 事務所地域環 境保全課	県庁 大気保全課	管轄地域振興事務所 地域環境保全課
事業場 (注1)				市川市環境部 環境保全課 松戸市環境部 環境保全課	市原市 環境部 環境管理課	

(注1) 事業場とは、工場(継続的に一定の業務としての物の製造又は加工のために使用される事業所)を除くすべての事業所をいいます。

(例)ビル, 事務所, 会館, 病院, デパート, 浴場, クリーニング, 廃棄物焼却場等

(注2) 柏市内の事業所に関する「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」の届出は、千葉県東葛飾地域振興事務所になります。

(揮発性有機化合物排出施設)

事業所所在地	千葉市	船橋市	柏市	市原市	その他の市町村
工場 事業場	千葉市環境局 環境保全部 環境規制課	船橋市 環境部 環境保全課	柏市 環境部 環境政策課	県庁 大気保全課	管轄地域振興事務所 地域環境保全課

(特定粉じん排出等作業)

施工場所	千葉市	船橋市	柏市	市川市	松戸市	市原市	その他の市町村
届出先	千葉市 環境局 環境保全部 環境規制課	船橋市 環境部 環境保全課	柏市 環境部 環境政策課	市川市 環境部 生活環境 保全課	松戸市 環境部 環境保全課	市原市 環境部 環境管理課	管轄地域振興事務所 地域環境保全課

(事前調査結果報告書)

施工場所	千葉市	船橋市	柏市	市川市	松戸市	市原市	その他の市町村
提出先	千葉市 環境局 環境保全部 環境規制課	船橋市 環境部 環境保全課	柏市 環境部 環境政策課	市川市 環境部 生活環境 保全課	松戸市 環境部 環境保全課	市原市 環境部 環境管理課	管轄地域振興事務所 地域環境保全課

※届出先所在地等については p5 をご覧ください。

3. 届出書作成にあたって

- ①届出は施設ごとに行うものとします。ただし、二つ以上の施設であっても同一工場・事業場にあり、かつ、同一種の施設については一つの届出書で済ませることができます。この場合は基数を明示してください。
- ②予備施設ではほとんど使用しない施設であっても、設置・使用届出書を提出してください。
- ③届出部数は正本1部、写し1部で、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設の設置・使用・変更届出にあつては、写しを書類審査完了後に返却します。返却された届出書写しは、事業所において保存してください。
- ④施設の設置及び変更の届出の「着手予定日」とは、施設の基礎工事を始める日を指します。
- ⑤届出者は、法人にあつては必ず法人の代表者であること。代表権を持たない工場長等が届出者になる場合は、委任状を添付してください。
- ⑥添付書類はなるべく JIS の A4 の大きさに作成してください。図面等 A4 より大きい版のものは A4 の大きさに折り、かつ、左閉じにして開けやすいように折りこんでください。
- ⑦ばい煙発生施設の届出において、ばい煙量、燃料比重は有効数字 4 桁以下を切り捨て、3 桁まで記入してください。その他の数値については有効数字 2 桁まで記入してください。

4. 届出書記載上の注意点

(1) ばい煙発生施設の設置届出について

- ①硫黄酸化物量および濃度、排出ガス量、および排出速度は計算によって記載して結構ですが、硫黄酸化物以外のばい煙濃度、排出口における排出ガス温度は設計値または実測値(最大値)を記載してください。
- ②別紙 2、別紙 3 の欄のうち、次の項目については記入例に示すように、最大値、通常値を区別して記載してください。「原材料」の「1 日の使用量」、「燃料又は電力」の「通常の使用量」、「補正された排出口の高さ He(m)」及び「排出速度」。
- ③別紙 2 の「燃料中硫黄分」の欄には分析表の値をそのまま記載するのではなく、保証できる値、つまり、これを超えることのない数値を記載してください。
- ④別紙 2、別紙 3 の「最大」の欄には施設の定格能力で運転するときの数値を記載してください。
- ⑤複数のばい煙発生施設が 1 台の変圧器を共用しているときは、各ばい煙発生施設の電気容量を定格容量としてください。
- ⑥煙突が集合煙突の場合、ばい煙量、排出ガス量、排出速度、補正高さは 1 施設のみ稼動したときを想定した数値を記載してください。
- ⑦いおう酸化物、ばいじん、有害物質、窒素酸化物の除害設備を共用している場合は、ばい煙発生施設の出口濃度に次の係数を乗じた数値を記載してください。

$$\text{係数} = 1 - \text{除じん効率} = \frac{\text{集じん機出口の量}}{\text{集じん機入口の量}}$$

- ⑧「排出ガス量」は湿りガス量と乾きガス量を記載してください。「ばい煙濃度」は乾きガス量で計算するものとします。
- ⑨「排出口の実高 Ho(m)」にはメートル単位で排出口の地上からの高さとともに排出口の口径を 30m×0.8φm、35m×1.0φmのように示してください。
煙突に笠がついている場合は(笠付)と記載してください。
- ⑩この届出に関する連絡先の電話番号、担当部課名を様式 1 の下欄に記載してください。
- ⑪廃棄物焼却炉においては、焼却されるものを「原材料」としてください。助燃料が必要な場合は、これを「燃料」としてください。
- ⑫煙突に笠が付いている場合は「補正された排出口の高さ(He)」には排出口実高を記載してください。
- ⑬硫黄酸化物総量規制に係る施設の届出については燃料のみならず、原料も、時間当たりの定格値を記載することになっておりますので「原材料・1 日の使用量」の欄内には 1 日の使用量とともに、時間当たりの使用量を L/h 若しくは kg/h の単位で()をつけ併記してください。

(2) 揮発性有機化合物(VOC)排出施設の設置届出について

①規模の欄の「送風機の送風能力」は、施設の種類が乾燥施設の場合、接続する送風機の定格能力を記載して下さい。塗装施設、洗浄施設及び貯蔵タンクの場合は規模要件でないため空欄として下さい。なお、VOC排出施設と送風機が1対1の関係でない場合は、次の方法により送風能力を決定します。

ア 複数の送風機が並列に接続されている場合は、各送風機的能力を合算したものを送風能力とします。

イ 複数の送風機が直列に接続されている場合は、その中の最も能力の大きい送風機的能力を送風能力とします。

ウ 複数のVOC排出施設が1つの送風機(複数の場合もあり)に接続されている場合は、VOC排出施設的能力等から送風能力を各VOC排出施設に比例配分して下さい。

なお、この場合は、配分方法を説明する資料を添付してください。

②規模の欄の「排風機の排風能力」は、施設の種類が塗装施設の場合、接続する排風機の定格能力を記載して下さい。洗浄施設、貯蔵タンクの場合は、規模要件ではないため空欄として下さい。乾燥施設の場合は原則として空欄になりますが、送風機ではなく排風機を使用している場合は排風機の定格能力を記載して下さい。なお、VOC排出施設と排風機が1対1の関係でない場合は、前述①と同様の方法により排風能力を決定して下さい。

③規模の欄の「揮発性有機化合物が空気に接する面の面積」は、施設の種類が洗浄施設の場合のみ、洗浄剤が空気に接する面の面積を記載して下さい。

④規模の欄の「容量」は、施設の種類が貯蔵タンクの場合のみ、その容量を記載して下さい。

⑤「1日の使用時間及び月使用日数等」の欄は、施設の稼動開始から終了までの時間、1回当たりの施設稼動時間、1日に稼動する回数、1月当たりの稼動日数を記載して下さい。

⑥排出ガス量は、排出口から外部に排出する湿りガス量(最大値)を記載して下さい。排出ガスの冷却回収等のガス量が変化する処理を行わない限り、排出ガス量は送風機(排風機)の定格値となります。

⑦「使用する主な揮発性有機化合物の種類」の欄には使用するVOCのうち主なもののみを記載して下さい。枠内に記載できないほど多い場合は、比率の高いもののみを記載し、別紙に全種類を記載して下さい。

⑧「揮発性有機化合物濃度」の欄には、設計値または実測値(最大値)を、炭素換算濃度(ppmC)で記載して下さい。ppmをppmCに換算するためには、排出されるVOC濃度(ppm)にその物質の炭素数を乗じて算出します。なお、VOCの処理施設がある場合には、処理後の濃度を記載して下さい。

⑨この届出に関する連絡先の電話番号、担当部課名を様式1の下欄に記載してください。

(3) 一般粉じん発生施設の設置届出について

①堆積場が区画されていたり、2種類以上のものが堆積されている場合でも連続しているものは1施設としてください。

②建築現場などで、長期(3ヶ月以上)にわたって使用する堆積場は原則として対象になります。倉庫等を臨時に堆積場として使用する場合は対象としません。

③「一般粉じん発生施設」のうち「密閉式」とはバッチ式の完全密閉、ウォータータイト構造、あるいは装入口、排出口がカバーされているものをいいます。

④ベルトコンベアの場合、一連の施設は集合したものを1施設としてください。

⑤「堆積物の種類」(別紙2)、「運搬物の種類」(別紙3)及び「処理対象物の種類」(別紙4)の欄には、含水率及び粒径を記載してください。

(4) 水銀排出施設の設置届出について

①別紙2の「原材料中の水銀等含有割合」の欄には、代表値や平均値を記載してください(幅記載可)。なお、感染性廃棄物等で事業者において測定が不可能な場合は空欄でも差し支えありません。

- ②別紙 3 の「水銀等の処理施設の種類、名称及び型式」の欄には、水銀等の大気排出抑制に効果があると考えられる電気集じん機やスクラバーといった排出ガス処理施設について記載してください。
- ③別紙 3 の「処理能力」については、施設の構造上の理由等により、処理前の濃度が把握できない場合、「処理前」「捕集効率」は空欄でも差し支えありません。
- (5) ばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん発生施設及び水銀排出施設の変更届出及び廃止届出について
- ① 様式第 1 及び様式第 3 の欄外に、設置届出又は使用届出を提出した時につけられた施設番号を記載してください。
- ② 変更届出は別紙に変更前、変更後の数値を明示してください。また変更前の数値は現状値でなく前回届出値を記載してください。

5. 諸計算の方法について

ばい煙発生施設設置届出書類の別紙 2「ばい煙発生施設の使用の方法」及び別紙 3「ばい煙の処理の方法」の排出ガス量等の諸計算の方法は p70 以降の計算書を参考にしてください。

<参考> 小型ボイラーの取扱いについて

項 目	排 出 基 準			備 考	
	～ S60. 9. 9	S60. 9. 10 ～ H2. 9. 9	H2. 9. 10 ～		
硫黄酸化物 (m^3/h)	—	K値適用	K値適用		
窒素酸化物 (ppm)	—	液体300	液体260	0n=4%	ガス，灯油，軽油又はA重油を 燃焼させるものは，当分の間 適用しない。
		固体350	固体350	0n=6%	
ばいじん (g/m^3)	—	0.50	種類ごと の最小規 模のもの に係る値	0n=6%	

注 1) 小型ボイラーとは伝熱面積が 10 m^2 未満で，燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上のボイラーをいう。

注 2) 昭和 60 年 9 月 9 日以前に設置された小型ボイラーの排出基準は当分の間適用が猶予される。

注 3) 軽質液体燃料（A 重油・灯油・軽油）及びガス燃料を使用する小型ボイラー（当分の間，排出基準を適用しないとされているもの）については，測定対象とはならない。

大気汚染防止法に基づくばい煙計算書(液体・固体燃料)

バーナー最大容量 $L_m = \underline{\hspace{2cm}} \text{ L/h (kg/h)}$ 残存酸素濃度 $O_2 = \underline{\hspace{2cm}} \%$
 バーナー通常容量 $L_n = \underline{\hspace{2cm}} \text{ L/h (kg/h)}$ 排出ガス温度 $t = \underline{\hspace{2cm}} ^\circ\text{C}$
 ($L_n / L_m = \underline{\hspace{2cm}}$) 煙突の高さ $H_o = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}$
 燃料の高発熱量 $H_h = \underline{\hspace{2cm}} \text{ kcal/kg}$ 煙突の口径 $D = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}$ 燃料の硫黄分 $S = \underline{\hspace{2cm}} \%$
 燃料中の水分割合 $w = \underline{\hspace{2cm}}$ 燃料中の水素分割合 $h = \underline{\hspace{2cm}}$
 燃料の比重(液体の場合) $\gamma = \underline{\hspace{2cm}}$ 設置場所のK値 $K = \underline{\hspace{2cm}}$

1. 排出ガス量

1) 低位発熱量(真発熱量)

$$Hl = Hh - 600(9h + w) = Hh - 600(\quad + \quad) = \quad \text{kcal/kg}$$

2) 理論空気量及び理論湿りガス量

燃料 \ 項目	a	a ₀	b	b ₀	單 位
固 体 燃 料	1. 0 1	0. 5	0. 8 9	1. 6 5	m ³ /kg
液 体 燃 料	0. 8 5	2. 0	1. 1 1	0	m ³ /kg

$$A_o = a \times \frac{Hl}{1000} + a_o = \underline{\hspace{1cm}} \times \frac{\underline{\hspace{1cm}}}{1000} + \underline{\hspace{1cm}} = \underline{\hspace{1cm}} \text{ m}^3/\text{kg}$$

$$G_{ow} = b \times \frac{Hl}{1000} + b_o = \underline{\hspace{1cm}} \times \frac{\underline{\hspace{1cm}}}{1000} + \underline{\hspace{1cm}} = \underline{\hspace{1cm}} \text{ m}^3/\text{kg}$$

3) 空氣過剩係數

$$m = \frac{21}{21 - 0.2} = \frac{21}{20.8} = 1.01$$

4) 単位当たりの湿りガス量

$$G_w = G_o + (m - 1) \times A_o = \frac{\quad}{\quad} + (\frac{\quad}{\text{m}^3/\text{kg or m}^3} - 1) \times \frac{\quad}{\quad}$$

5) 単位当たりの乾きガス量

$$G_d = G_w - (11.2h + 1.24w) = \quad - \quad = \quad \text{m}^3/\text{kg}$$

湿り排ガス量(最大)

$Q_{ow} = L_m \times \gamma \times G_w = \underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}^3/\text{h}$
 液体の場合

湿り排ガス量(通常)

$$Q'_{ow} = Q_{ow} \times (L_n / L_m) = \quad \times \quad = \quad m^3/h$$

乾き排ガス量(最大)

$$Q_{od} = L_m \times \gamma \times G_d = \underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}^3/\text{h}$$

液体の場合

乾き排ガス量(通常)

$$Q'_{od} = Q_{od} \times (L_n / L_m) = \quad \times \quad = \quad m^3/h$$

2. 排出速度

断面積

$$A = D^2 \times \pi / 4 = 0.785 \times D^2 = 0.785 \times (\quad)^2 = \quad \text{m}^2$$

(角煙突の場合 $A = \quad \times \quad = \quad \text{m}^2$)

排出速度(最大)

$$V = \frac{Q_{ow}}{A} \times \frac{273+t}{273} \times \frac{1}{3600} = \frac{\quad}{\quad} \times \frac{273+\quad}{273} \times \frac{1}{3600} = \quad \text{m/秒}$$

排出速度(通常)

$$V' = V \times (L_n / L_m) = \underline{\hspace{1cm}} \times \underline{\hspace{1cm}} = \underline{\hspace{1cm}} \text{ m/秒}$$

3. 煙突補正高さの計算(笠付きの場合, $H_o = H_e = \underline{\hspace{1cm}} \text{ m}$)

1) 速度による上昇高さ(最大)

$$H_m = \frac{1.36 \sqrt{Q_{ow} \times V}}{258} = \frac{1.36 \sqrt{\underline{\hspace{1cm}} \times \underline{\hspace{1cm}}}}{258} = \underline{\hspace{1cm}} \text{ m}$$

$$100 + \frac{V}{\underline{\hspace{1cm}}}$$

速度による上昇高さ(通常)

$$H'_m = \frac{1.36 \sqrt{Q'_{ow} \times V'}}{258} = \frac{1.36 \sqrt{\underline{\hspace{1cm}} \times \underline{\hspace{1cm}}}}{258} = \underline{\hspace{1cm}} \text{ m}$$

$$100 + \frac{V'}{\underline{\hspace{1cm}}}$$

2) 係数 J (最大)

$$J = \frac{58.4}{\sqrt{Q_{ow} \times V}} \times (1460 - 296 \times \frac{V}{t - 15}) + 1$$

$$= \frac{58.4}{\sqrt{\underline{\hspace{1cm}} \times \underline{\hspace{1cm}}}} \times (1460 - 296 \times \frac{\underline{\hspace{1cm}}}{\underline{\hspace{1cm}} - 15}) + 1 = \underline{\hspace{1cm}}$$

係数 J' (通常)

$$J' = \frac{58.4}{\sqrt{Q'_{ow} \times V'}} \times (1460 - 296 \times \frac{V'}{t - 15}) + 1$$

$$= \frac{58.4}{\sqrt{\underline{\hspace{1cm}} \times \underline{\hspace{1cm}}}} \times (1460 - 296 \times \frac{\underline{\hspace{1cm}}}{\underline{\hspace{1cm}} - 15}) + 1 = \underline{\hspace{1cm}}$$

3) 浮力による上昇高さ(最大)

$$H_t = 5.89 \times 10^{-7} \times Q_{ow} \times (t - 15) \times (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$= 5.89 \times 10^{-7} \times \underline{\hspace{1cm}} \times (\underline{\hspace{1cm}} - 15) \times (2.30 \log \underline{\hspace{1cm}} + \frac{1}{\underline{\hspace{1cm}}} - 1)$$

$$= \underline{\hspace{1cm}} \text{ m}$$

補正煙突高さ(最大)

$$H_e = H_o + 0.65 \times (H_m + H_t)$$

$$= \underline{\hspace{1cm}} + 0.65 \times (\underline{\hspace{1cm}} + \underline{\hspace{1cm}}) = \underline{\hspace{1cm}} \text{ m}$$

浮力による上昇高さ(通常)

$$H'_t = 5.89 \times 10^{-7} \times Q'_{ow} \times (t - 15) \times (2.30 \log J' + \frac{1}{J'} - 1)$$

$$= 5.89 \times 10^{-7} \times \underline{\hspace{1cm}} \times (\underline{\hspace{1cm}} - 15) \times (2.301 \log \underline{\hspace{1cm}} + \frac{1}{\underline{\hspace{1cm}}} - 1)$$

$$= \underline{\hspace{1cm}} \text{ m}$$

補正煙突高さ(通常)

$$H'_e = H_o + 0.65 \times (H'_m + H'_t)$$

$$= \underline{\hspace{1cm}} + 0.65 \times (\underline{\hspace{1cm}} + \underline{\hspace{1cm}}) = \underline{\hspace{1cm}} \text{ m}$$

4. 硫黄酸化物の排出量とK値の適合状況

硫黄酸化物排出量(最大)

$$q_m = L_m \times \gamma \times S \times 0.007$$

液体の場合

$$= \underline{\hspace{1cm}} \times \underline{\hspace{1cm}} \times \underline{\hspace{1cm}} \times 0.007 = \underline{\hspace{1cm}} \text{ m}^3/\text{h}$$

硫黄酸化物排出量(通常)

$$q_n = q_m \times (L_n / L_m) = \underline{\hspace{1cm}} \text{ m}^3/\text{h}$$

硫黄酸化物濃度(最大)

$$q_{\text{ppm}} = \frac{q_m \times 10^6}{Q_{\text{od}}} = \frac{\underline{\hspace{1cm}}}{\underline{\hspace{1cm}}} \times 10^6 = \underline{\hspace{1cm}} \text{ ppm}$$

硫黄酸化物濃度(通常)

$$q'_{\text{ppm}} = q_{\text{ppm}} = \underline{\hspace{1cm}} \text{ ppm}$$

硫黄酸化物許容排出量

$$q_L = K \times 10^{-3} \times H_e^2 = \underline{\hspace{1cm}} \times 10^{-3} \times (\underline{\hspace{1cm}})^2 = \underline{\hspace{1cm}} \text{ m}^3/\text{h}$$

従って、硫黄酸化物排出量(最大) $q_m <$ 硫黄酸化物許容排出量 q_L となって、基準に適合している。

大気汚染防止法に基づくばい煙計算書(気体燃料)

バーナー最大容量 $L_m =$ _____ m^3/h バーナー通常容量 $L_n =$ _____ m^3/h
 ($L_n/L_m =$ _____)

燃料の組成(容量比)

$\text{H}_2 =$ _____ % $\text{CO} =$ _____ %
 $\text{CH}_4 =$ _____ % $\text{C}_2\text{H}_4 =$ _____ %
 $\text{C}_2\text{H}_6 =$ _____ % $\text{C}_3\text{H}_6 =$ _____ %
 $\text{C}_3\text{H}_8 =$ _____ % $\text{C}_4\text{H}_8 =$ _____ %
 $\text{C}_4\text{H}_{10} =$ _____ % $\text{CO}_2 =$ _____ %
 $\text{N}_2 =$ _____ % $\text{O}_2 =$ _____ %

燃料の硫黄分 $S =$ _____ % (容量比)

残存酸素濃度 $\text{O}_2 =$ _____ %
 排出ガス温度 $t =$ _____ $^{\circ}\text{C}$
 煙突の高さ $H_o =$ _____ m
 煙突の口径 $D =$ _____ m
 設置場所のK値 $K =$ _____

1. 排出ガス量

1) 理論空気量

$$A_o = 2.38(\text{H}_2 + \text{CO}) + 9.52\text{CH}_4 + 14.29\text{C}_2\text{H}_4 + 16.67\text{C}_2\text{H}_6 + 21.43\text{C}_3\text{H}_6 \\ + 23.81\text{C}_3\text{H}_8 + 28.57\text{C}_4\text{H}_8 + 30.95\text{C}_4\text{H}_{10} - 4.76\text{O}_2$$

$$= 2.38 \left(\frac{\quad}{100} + \frac{\quad}{100} \right) + 9.52 \frac{\quad}{100} + 14.29 \frac{\quad}{100} + 16.67 \frac{\quad}{100} + 21.43 \frac{\quad}{100}$$

$$+ 23.81 \frac{\quad}{100} + 28.57 \frac{\quad}{100} + 30.95 \frac{\quad}{100} - 4.76 \frac{\quad}{100} = \text{_____} \text{m}^3/\text{m}^3$$

2) 理論湿りガス量

$$G_{ow} = 2.88(\text{H}_2 + \text{CO}) + 10.52\text{CH}_4 + 15.29\text{C}_2\text{H}_4 + 18.17\text{C}_2\text{H}_6 + 22.93\text{C}_3\text{H}_6 \\ + 25.81\text{C}_3\text{H}_8 + 30.57\text{C}_4\text{H}_8 + 33.45\text{C}_4\text{H}_{10} + \text{CO}_2 + \text{N}_2 - 3.76\text{O}_2$$

$$= 2.88 \left(\frac{\quad}{100} + \frac{\quad}{100} \right) + 10.52 \frac{\quad}{100} + 15.29 \frac{\quad}{100} + 18.17 \frac{\quad}{100} + 22.93 \frac{\quad}{100}$$

$$+ 25.81 \frac{\quad}{100} + 30.57 \frac{\quad}{100} + 33.45 \frac{\quad}{100} + \frac{\quad}{100} + \frac{\quad}{100} - 3.76 \frac{\quad}{100}$$

$$= \text{_____} \text{m}^3/\text{m}^3$$

3) 理論乾きガス量

$$G_{od} = 1.88\text{H}_2 + 2.88\text{CO} + 8.52\text{CH}_4 + 13.29\text{C}_2\text{H}_4 + 15.17\text{C}_2\text{H}_6 + 19.93\text{C}_3\text{H}_6 \\ + 21.81\text{C}_3\text{H}_8 + 26.57\text{C}_4\text{H}_8 + 28.45\text{C}_4\text{H}_{10} + \text{CO}_2 + \text{N}_2 - 3.76\text{O}_2$$

$$= 1.88 \frac{\quad}{100} + 2.88 \frac{\quad}{100} + 8.52 \frac{\quad}{100} + 13.29 \frac{\quad}{100} + 15.17 \frac{\quad}{100} + 19.93 \frac{\quad}{100}$$

$$+ 21.81 \frac{\quad}{100} + 26.57 \frac{\quad}{100} + 28.45 \frac{\quad}{100} + \frac{\quad}{100} + \frac{\quad}{100} - 3.76 \frac{\quad}{100}$$

$$= \text{_____} \text{m}^3/\text{m}^3$$

4) 空気過剰係数(燃料にCO, O₂を含まないものに限る)

$$m = \frac{21}{21 - \text{O}_2} = \frac{21}{21 - \text{_____}} = \text{_____}$$

5) 単位当たりの湿りガス量

$$G_w = G_{ow} + (m - 1) \times A_o = \underline{\hspace{2cm}} + (\underline{\hspace{2cm}} - 1) \times \underline{\hspace{2cm}} \\ = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}^3 / \text{ m}^3$$

6) 単位当たりの乾きガス量

$$G_d = G_{od} + (m - 1) \times A_o = \underline{\hspace{2cm}} + (\underline{\hspace{2cm}} - 1) \times \underline{\hspace{2cm}} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}^3 / \text{ m}^3$$

湿り排ガス量(最大)

$$Q_{ow} = L_m \times G_w = \underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}^3 / \text{ h}$$

湿り排ガス量(通常)

$$Q'_{ow} = Q_{ow} \times (L_n / L_m) = \underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}^3 / \text{ h}$$

乾き排ガス量(最大)

$$Q_{od} = L_m \times G_d = \underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}^3 / \text{ h}$$

乾き排ガス量(通常)

$$Q'_{od} = Q_{od} \times (L_n / L_m) = \underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}^3 / \text{ h}$$

2. 排出速度

断面積

$$A = D^2 \times \pi / 4 = 0.785 \times D^2 = 0.785 \times (\underline{\hspace{2cm}})^2 = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}^2 \\ (\text{角煙突の場合 } A = \underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}^2)$$

排出速度(最大)

$$V = \frac{Q_{ow}}{A} \times \frac{273 + t}{273} \times \frac{1}{3600} = \frac{\underline{\hspace{2cm}}}{\underline{\hspace{2cm}}} \times \frac{273 + \underline{\hspace{2cm}}}{273} \times \frac{1}{3600} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m/秒}$$

排出速度(通常)

$$V' = V \times (L_n / L_m) = \underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m/秒}$$

3. 煙突補正高さの計算(笠付きの場合, $H_o = H_e = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}$)

1) 速度による上昇高さ(最大)

$$H_m = \frac{1.36 \sqrt{Q_{ow} \times V}}{100 + \frac{258}{V}} = \frac{1.36 \sqrt{\underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}}}}{100 + \frac{258}{\underline{\hspace{2cm}}}} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}$$

速度による上昇高さ(通常)

$$H_m = \frac{1.36 \sqrt{Q'_{ow} \times V'}}{100 + \frac{258}{V'}} = \frac{1.36 \sqrt{\underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}}}}{100 + \frac{258}{\underline{\hspace{2cm}}}} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}$$

2) 係数 J (最大)

$$J = \frac{58.4}{\sqrt{Q_{ow} \times V}} \times (1460 - 296 \times \frac{V}{t - 15}) + 1 \\ = \frac{58.4}{\sqrt{\underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}}}} \times (1460 - 296 \times \frac{\underline{\hspace{2cm}}}{\underline{\hspace{2cm}} - 15}) + 1 = \underline{\hspace{2cm}}$$

係数 J' (通常)

$$J' = \frac{58.4}{\sqrt{Q'_{ow} \times V'}} \times (1460 - 296 \times \frac{V'}{t - 15}) + 1 \\ = \frac{58.4}{\sqrt{\underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}}}} \times (1460 - 296 \times \frac{\underline{\hspace{2cm}}}{\underline{\hspace{2cm}} - 15}) + 1 = \underline{\hspace{2cm}}$$

$$= \frac{\text{ } \times (1460 - 296 \times \text{ })}{\sqrt{\text{ } \times \text{ }} - 15} + 1 = \text{ }$$

3) 浮力による上昇高さ(最大)

$$\begin{aligned} H_t &= 5.89 \times 10^{-7} \times Q_{ow} \times (t - 15) \times (2.301 \log J + \frac{1}{J} - 1) \\ &= 5.89 \times 10^{-7} \times \text{ } \times (\text{ } - 15) \times (2.301 \log \text{ } + \frac{1}{\text{ }} - 1) \\ &= \text{ } \text{ m} \end{aligned}$$

補正煙突高さ(最大)

$$\begin{aligned} H_e &= H_o + 0.65 \times (H_m + H_t) \\ &= \text{ } + 0.65 \times (\text{ } + \text{ }) = \text{ } \text{ m} \end{aligned}$$

浮力による上昇高さ(通常)

$$\begin{aligned} H'_t &= 5.89 \times 10^{-7} \times Q'_{ow} \times (t - 15) \times (2.301 \log J' + \frac{1}{J} - 1) \\ &= 5.89 \times 10^{-7} \times \text{ } \times (\text{ } - 15) \times (2.301 \log \text{ } + \frac{1}{\text{ }} - 1) \\ &= \text{ } \text{ m} \end{aligned}$$

補正煙突高さ(通常)

$$\begin{aligned} H_e &= H_o + 0.65 \times (H'_m + H'_t) \\ &= \text{ } + 0.65 \times (\text{ } + \text{ }) = \text{ } \text{ m} \end{aligned}$$

4. 硫黄酸化物の排出量とK値の適合状況

硫黄酸化物排出量(最大)

$$\begin{aligned} q_m &= L_m \times S \times 0.01 \\ &= \text{ } \times \text{ } \times 0.01 = \text{ } \text{ m}^3/\text{h} \end{aligned}$$

硫黄酸化物排出量(通常)

$$q_n = q_m \times (L_n / L_m) = \text{ } \text{ m}^3/\text{h}$$

硫黄酸化物濃度(最大)

$$q_{\text{ppm}} = \frac{q_m \times 10^6}{Q_{od}} = \frac{\text{ }}{\text{ }} \times 10^6 = \text{ } \text{ ppm}$$

硫黄酸化物濃度(通常)

$$q'_{\text{ppm}} = q_{\text{ppm}} = \text{ } \text{ ppm}$$

硫黄酸化物許容排出量

$$q_L = K \times 10^{-3} \times H_e^2 = \text{ } \times 10^{-3} \times (\text{ })^2 = \text{ } \text{ m}^3/\text{h}$$

従って、硫黄酸化物排出量(最大) $q_m <$ 硫黄酸化物許容排出量 q_L となって、基準に適合している。

6. 届出書記入例

様式第1

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書

令和 年 月 日

届出窓口で受付終了後記入する。
届出書の提出先の長を記載

法人の場合住所は登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を記入する。

法人にあっては代表者の職・氏名を記入する。

該当する事項以外は 線で抹消する。

東葉工業株式会社
市川工場

〒290-0023
市原市惣社1040-1
東葉工業株式会社
代表取締役社長 田中一郎

ばい煙発生施設の設置場所を記入する。
法人の所在地と異なる場合は郵便番号、電話番号も記入する。

ばい煙発生施設の種類
① ボイラー1基

ばい煙発生施設の構造
別紙1のとおり。

ばい煙発生施設の使用の方法
別紙2のとおり。

ばい煙の処理の方法
別紙3のとおり。

産業小分類は「日本標準産業分類」による。

連絡用の担当課、担当者名及び電話番号を記入する

この施設は施設番号(1120)で受理されています。

大気汚染防止法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項)の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称

工場又は事業場の所在地

ばい煙発生施設の種類

ばい煙発生施設の構造

ばい煙発生施設の使用の方法

ばい煙の処理の方法

(産業分類) 1711石油精製業

備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
2 ※印の欄には記載しないこと。
3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

変更届の場合に記入する。

別紙2

ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	3号ボイラー			
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	6時～20時 14時間/回	20時 7月～9月 休止	時 時間/回
原材料(ばい煙の発生に影響のあるものに限る)	季節変動	動	類	時 日/月
使用割合	種類	割合	種類	
原材料中の成分割合(%)	いおう分 が、ぶん分	鉛 弗素分	いおう分 が、ぶん分	鉛 弗素分
1日の使用量	量	量	量	量
種類	燃料中の成分割合(%)	A重油	灰分 0.01	いおう分 窒素分 0.6
燃料又は電力	発熱	10,840kcal/kg	最大 286L/h	いおう分 窒素分 0.2
混焼割合	通常の使用量	最大 240L/h	最大 240L/h	いおう分 窒素分 0.2
排出ガス量(m³/h)	湿り	最大 3106	最大 2606	いおう分 窒素分 0.2
排出ガス温度(℃)	乾き	最大 2795	最大 2345	いおう分 窒素分 0.2
排出ガス中の酸素濃度(%)	3.0	最大 0.20	最大 0.10	いおう分 窒素分 0.2
ばい煙の濃度	いおう酸化物(容量比ppm)	最大 484	最大 483	いおう分 窒素分 0.2
カドミウム及びその化合物(mg/m³)	最大 通常	最大 通常	最大 通常	いおう分 窒素分 0.2
塩素(mg/m³)	最大 通常	最大 通常	最大 通常	いおう分 窒素分 0.2
塩化水素(mg/m³)	最大 通常	最大 通常	最大 通常	いおう分 窒素分 0.2
弗素、弗化水素及び弗化珪素(mg/m³)	最大 通常	最大 通常	最大 通常	いおう分 窒素分 0.2
鉛及びその化合物(mg/m³)	最大 通常	最大 通常	最大 通常	いおう分 窒素分 0.2
窒素酸化物(容量比ppm)	最大 通常	最大 通常	最大 通常	いおう分 窒素分 0.2
ばい煙量参考事項	いおう酸化物(m³/h)	最大 170	最大 150	いおう分 窒素分 0.2
燃料比重(温度15℃換算)	最大 1.35	最大 1.12	最大 1.12	いおう分 窒素分 0.2

備考 1 原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載にあっては、重量比又は容量比%の別を明らかにすること。
2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとすること。
3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
4 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
5 参考事項の欄には、ばい煙の濃度は、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のためにとっている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。

A重油、C重油、灯油、LPG、都市ガス、電力など具体的に記入する。

分析表の値をそのまま記入するのではなく、使用する燃料のいおう分の最大値(保証値)を記入する。

高位発熱量を記入する。

「最大」は施設を定格で運転させた場合の数値を、「通常」は平均的な運転状態の場合の数値を記入する。(以下最大、通常欄の記入は同様。)

ばい煙計算書により算出した数値を記入する。

排風機等により強制排気している場合はそれを考慮した値を記入する。

排出基準が適用される項目について記入する。

処理施設がある場合は、サイクロン、バグフィルター、電気集塵機、スクラバーのように記入する。

処理施設によりばい煙の処理を行っている場合に処理している項目について記入する。
(捕集効率0%の項目は記載しない。)

ばい煙計算書により算出された数値を記入する。

実高さは、排出口の位置する地面から頂部までの長さを記入する。
また排出口の寸法（内径）及び形状を記入する。（笠がある場合は「笠付」、排出口が上向きでない場合は「水平吹出」「斜め吹出」と付記する。）

処理施設の使用状況を記入する。

- 1 設置品出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更取組の場合には設置年月日及び使用開始年月日の欄に、それぞれ記載すること。原材料中の成分割合 (%) の欄及び燃料中の成分割合 (%) の欄の記載にあたっては、重量比又は容量比の別を明らかにすること。
- 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が常温であつて圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとすること。
- 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 補正された排出口の高さHeは、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
- 5 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

揮発性有機化合物排出施設設置~~（使用、変更）~~届出書

令和 年 月 日

千葉県知事 ○○ ○○ 様

〒123-4567

○○県□□市△△1-2-3

届出者 大気保全工業株式会社
代表取締役 煤煙炭子

大気汚染防止法第17条の5第1項~~（第17条の6第1項、第17条の7第1項）~~の規定により、揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	大気保全工業株式会社 千葉工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	市原市 □□町字××3-2-1	※受理年月日	年 月 日
揮発性有機化合物排出施設の種類	7 乾燥施設 (グラビア印刷) 1基	※施設番号	
揮発性有機化合物排出施設の 構造及び使用の方法	別紙1のとおり	※審査結果	
		※備考	
揮発性有機化合物の処理の方法	別紙2のとおり		

産業分類：1512 オフセット印刷以外の印刷業（紙に対するもの）

連絡先：環境保全部 大気美男 012-345-6789

- 備考
- 揮発性有機化合物排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - ※印の欄には、記載しないこと。
 - 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
 - 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙2の届出は必要ない。

別紙 1

揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号		1号グラビア乾燥機	
名 称 及 び 型 式		ハイパードライヤー HG-2000Z	
設 置 年 月 日		平成11年10月15日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模	送風機の送風能力 (m³/h)	30,000	
	排風機の排風能力 (m³/h)		
	揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 (m²)		
	容 量 (kL)		
1日の使用時間及び月使用日数等		8時30分～17時30分 0.5時間/回 12回/日 25日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月
排 出 ガ ス 量 (m³/h)		30,000	
使用する主な揮発性有機化合物の種類		トルエン, キシレン, 酢酸エチル	
揮 発 性 有 機 化 合 物 濃 度 (容量比 ppm (炭素換算))		300	
参 考 事 項			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。
- 4 排出ガス量は、湿りガスであって、最大のものを記載すること。
- 5 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態における量に換算したものとす。
- 6 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しないこと。
- 7 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 8 揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 9 参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採っている方法（排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。）等を記載すること。

別紙2

揮発性有機化合物の処理の方法

揮発性有機化合物の処理施設の工場 又は事業場における施設番号			1号脱臭装置	
処理に係る揮発性有機化合物排出施設 の工場又は事業場における施設番号			1号グラビア乾燥機	
揮発性有機化合物の処理施設の種類、 名称及び型式			活性炭吸着式脱臭装置 CW-150P	
設	置	年 月 日	平成12年 5月25日	年 月 日
着	手	予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使	用	開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
処 理 能 力	排 出 ガ ス 量 (m ³ /h)		30,000	
	揮 発 性 有 機 化 合 物 濃 度 (容量比ppm (炭素換算))	処理前	4,500	
		処理後	300	
	処 理 効 率 (%)		93.3	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出ガス量は、湿りガスであって、最大のものを記載すること。
- 3 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 4 揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

記入例

様式第3

一般粉じん発生施設設置~~(使用、変更)~~届出書

令和 年 月 日

〇〇地域振興事務所長 様

〒260-0000

千葉市中央区市場町1-1

京葉工業株式会社

届出者 代表取締役社長 京葉 次郎

電話番号 043-〇〇〇-△△△△

大気汚染防止法第18条第1項~~(第18条第3項、第18条の2第1項)~~の規定により、一般粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	京葉工業(株) 松戸工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	〒271-0000 松戸市根本387-5 047-366-1111	※受理年月日	年 月 日
一般粉じん発生施設の種類	②堆積場 2基	※施設番号	
一般粉じん発生施設の構造	別紙1から別紙4	※審査結果	
並びに使用及び管理の方法	のとおり。	※備考	

産業分類 2181 砕石製造業

連絡先 技術課 山田次郎 電話047-436-2111

- 備考
- 一般粉じん発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - ※印の欄には、記載しないこと。
 - 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

一般粉じん発生施設(堆積場)の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号		No.1ヤード	No.2ヤード
名 称 及 び 型 式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		平成15年8月13日	平成15年8月13日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成15年8月15日	平成15年8月15日
規 模	面 積 (m ²)	1,500(m ²)	2,000(m ²)
	堆 積 能 力 (t)	20,000(t)	30,000(t)
堆積物の種類, 性状及び通常の間延べ堆積量 (t/年)		碎石15mm, 水分2% 50,000 (t/年)	砂0.3mm, 水分7% 100,000 (t/年)
使 用 及 び 管 理 の 方 法	堆積場がその中に設置されている建築物の概要		建築物は無い
	散 水	装置の種類・型式・基数	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ-○○型×30
		装置の能力 (m ³ /h)	10m ³ /h×30
		散 水 の 方 法	1日3回 3l/t
	防じんカバーの設置状況		
	薬 液 の 散 布	薬液の種類・名称	
		装置の種類・型式・基数	
		装置の能力 (m ³ /h)	
		散 布 の 方 法	
	締 固 め	装置の種類・型式	
		方 法	ブルドーザーで締固め
	その他	方 法	高さ1mのブロック壁で囲う

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 堆積物の種類、性状及び通常の間延べ堆積量の欄には比重、粒度、水分値の概数及び通常の間延べ堆積量について記載すること。
- 3 散水の方法、薬液散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量(たとえば散水の場合は水量L/t)、実施頻度等を記載すること。
- 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 5 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

一般粉じん発生施設(コンベア)の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号		原料ベルトコンベア	原料バケットコンベア
名 称 及 び 型 式		〇〇－××型	△△－□□型
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		平成15年9月10日	平成15年9月10日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成15年9月10日	平成15年9月10日
規 模	ベルト幅 (cm) 又はバケット内容積 (m ³)	75 cm (ベルト幅)	0.03m ³ (バケット容量)
	単 基 の 長 さ (m) × 基 数	50 m × 2 基	20 m × 1 基
	ベルト又はバケットの速度 (m/分)	40 (m/分)	30 (m/分)
	運 搬 能 力 (t/h)	10 (t/h)	30 (t/h)
運 搬 物 の 種 類 , 性 状 及 び 通常 の 月 間 運 搬 量 (t/月)		砂0.5mm以下、水分7% 500 (t/月)	砂0.5mm以下、水分7% 600 (t/月)
使 用 及 び 管 理 の 方 法	コンベアがその中に設置されている建築物の概要		原料倉庫 (スレート張り) スレート張り建屋 (塔)
	集 じん 機	集 じん 機 の 種 類 ・ 型 式	サイクロン
		集 じん 機 効 率 (%)	88%
		送風機 の 原 動 機 出 力 (kW)	80kW
	散 水	装 置 の 種 類 ・ 型 式	
		装 置 の 能 力 (m ³ /h)	
		運搬量当たり散水量 (L/t)	
	防 じん カ バ ー の 設 置 状 況		
	そ 他	方 法	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置(フードを含む。)の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

記入例

様式第3の6

水銀排出施設設置~~（使用，変更）~~届出書

〇〇地域振興事務所長 様

届出先に注意して
ください。

設置届を提出する場
合は、使用，変更
に二重線を引いてく
ださい。

令和〇〇年〇月〇日

提出日を記入
してください。

届出者 〇〇県〇〇市△△
〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

大気汚染防止法第18条の28第1項~~（第18条の29第1項、第18条の30第1項）~~の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇〇株式会社 千葉工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	千葉県〇〇市 △△△	※受付番号	
水銀排出施設の種別	8. 廃棄物焼却炉	※施設番号	
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。		
参考事項			

産業分類 2181 砕石製造業

連絡先 技術課 山田次郎 電話047-436-2111

- 備考
- 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
 - 5 参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

別紙 1

水銀排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号		No. 1		
名 称 及 び 型 式		1号焼却炉 〇〇社製 △△-□□		
設 置 年 月 日		平成〇〇年〇月〇日		設置年月日を記載してください。
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日
規 模	燃 料 の 燃 焼 能 力 (重油換算 L/h)			
	原 料 の 処 理 能 力 (t/h)			該当する規模の欄に記載してください。
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)	2		
	変圧器の定格容量 (kVA)			
	焼 却 能 力 (kg/h)	200		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合、既に提出している関係書類は省略することができますので、ご相談ください（別紙2、別紙3についても同様）。

水銀排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		N o . 1			
使用状況	1 日 の 使 用 時 間 及 び 月 使 用 日 数 等	1 0 時 ~ 1 7 時 7 時 間 / 回 1 回 / 日 21 日 / 月		時 ~ 時 時間 / 回 回 / 日 日 / 月	
	季 節 変 動	通 年			
原 材 料 (水銀等 の排出に 影響のあ るものに 限る。)	種 類	廃プラスチック、汚泥		・代表値や平均値を記載してください(幅記載可)。 ・事業者において水銀含有量の測定が不可能な場合は空欄でも差し支えありません(例:感染性廃棄物)。	
	使 用 割 合	廃プラ: 汚泥 = 4 : 6			
	原材料中の水銀等 含 有 割 合	廃プラ: ○○mg/kg 汚泥: ○○~○○mg/kg			
	1 日 の 使 用 量	7 0 0 kg			
燃 料 (水銀等 の排出に 影響のあ るものに 限る。)	種 類			・届出の時点で測定実績のない場合は、設計値または空欄でも差し支えありません。 ・後日、設計値が定期測定の結果と大きく異なる場合、または空欄で届出していた場合は、定期測定結果を踏まえて変更届を提出してください。	
	燃料中の水銀等の 含 有 割 合				
	通 常 の 使 用 量				
	混 焼 割 合				
排出ガス量 (m ³ /h)		湿り	最大 44,000	通常 38,000	最
		乾き	最大 35,000	通常 29,000	
排出ガス中の酸素濃度 (%)		11			
水銀濃度 (μg/m ³)	全 水 銀	1.5			
	ガ ス 状 水 銀	1.4			
	粒 子 状 水 銀	0.1			
参 考 事 項					

- 備考 1 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 2 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。
- 3 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 4 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出抑制のために採っている方法等を記載すること。

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号			処理施設 1			
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号			N o . 1			
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式			ろ過式集じん機 〇〇社製 □□-△			
設 置 年 月 日			平成〇〇年〇月〇日		年 月 日	
着 手 予 定 年 月 日			年 月 日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日			年 月 日			
処 理 能 力	排出ガス量 (m ³ /h)	湿 り	最大 44,000 通常 38,000		・施設の構造上の理由などにより測定が不可能な場合は、「処理前」「捕集効率」は空欄で差し支えありません。 ・届出の時点で測定実績のない場合は、「処理後」は設計値または空欄でも差し支えありません。 ・後日、設計値が定期測定の結果と大きく異なる場合、または空欄で届出していた場合は、定期測定結果を踏まえて変更届を提出してください。	
		乾 き	最大 35,000 通常 29,000			
	排出ガス温度 (℃)	処理前	160			
		処理後	145			
	排出ガス中の酸素濃度 (%)		11			
	水銀濃度 (μg/m ³)	全水銀	処理前	16		
			処理後	1.5		
		ガス状水銀	処理前	14		
			処理後	1.4		
		粒子状水銀	処理前	2.0		
			処理後	0.1		
	捕集効率 (%)	全 水 銀	91			
ガ ス 状 水 銀		90				
粒 子 状 水 銀		95				
使 用 状 況	1 日 の 使 用 時 間 及 び 月 使 用 日 数 等		10時～17時 7時間/回1回/日21日/月			
	季 節 変 動		通 年			

- 備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。
- 2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 3 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 4 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 5 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。

記入例

様式第 4

氏 名 等 変 更 届 出 書
(該当する事項以外は—— 線で抹消する)

令和 年 月 日

〇〇地域振興事務所長 様

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町 1 - 1

届出者 千葉県製造株式会社

代表取締役社長 千葉 花子

TEL 043-223-3804

氏名、名称、住所又は所在地に変更があつたので、大気汚染防止法第 11 条(第 17 条の 1 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

(ば い 煙 発 生 施 設 揮 発 性 有 機 化 合 物 排 出 施 設 一 般 粉 じ ん 発 生 施 設 特 定 粉 じ ん 発 生 施 設 水 銀 排 出 施 設) の 別		ばい煙発生施設	※整理番号	
変 更 の 内 容	変 更 前	代表取締役社長 千葉 太郎	※受理年月日	年 月 日
	変 更 後	代表取締役社長 千葉 花子	※施設番号	
変 更 年 月 日		平成 30 年 4 月 1 日	※備 考	
変 更 の 理 由		社長交代		

連絡先

対象事業所 東金事業所

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

記入例

様式第 5

使 用 廃 止 届 出 書
(該当する事項以外は——線で抹消する)

令和 年 月 日

〇〇地域振興事務所長 様

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町 1 - 1

届出者 千葉県製造株式会社

代表取締役社長 千葉 花子

TEL 043-223-3804

ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)の使用を廃止したので、大気汚染防止法第 11 条(第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設 の別	ばい煙発生施設	※整理番号	
工場又は事業場の名称	千葉県製造株式会社 東金事業所 0475-55-3862	※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地	東金市東新宿 1 - 1 1	※施設番号	
施設の種類	11. 乾燥炉 2 基	※備考	
施設の設置場所	東金事業所内 乾燥工場		
使用廃止の年月日	平成30年3月31日		
使用廃止の理由	施設老朽化のため		

連絡先

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

この施設は施設番号(00001, 00002)で受理されています。

承 継 届 出 書
(該当する事項以外は—— 線で抹消する)

令和 年 月 日

〇〇地域振興事務所長 様

届出者

〒260-8667
千葉県千葉市中央区市場町1-1
千葉県製造株式会社
代表取締役社長 千葉 花子
TEL 043-223-3804

ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第12条第3項(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	の別	ばい煙発生 施設	※整理番号	
工場又は事業場の名称		千葉県製造株式会社 茂原事業所 0475-26-6731	※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地		茂原市茂原 1102-1	※施設番号	
施設の種類		1. ボイラー2基	※備考	
施設の設置場所		茂原事業所内 製造プラント		
承継の年月日		平成30年 4月1日		
被承継者	氏名又は名称	茂原製造株式会社 代表取締役社長 茂原 一郎		
	住所	茂原市茂原 1102-1		
承継の理由		吸収合併 したため		

産業分類 2181 砕石製造業 連絡先 技術課 山田次郎 電話番号047-436-〇〇〇〇

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するものを全てを記載すること。

見本

委任状

私は当社 ○ ○（事業所名等） 工場長 △ △ □ □（氏名）を
代理人と定め下記の権限を委任します。

記

○ ○（事業所名等）における「大気汚染防止法」に関する届出の権限

令和 年 月 日

住 所 〒260-8667
千葉市中央区市場町1番地

会 社 名 ○○工業株式会社

代表取締役 ○○ ◇◇（代表者氏名）

電話番号 043-223-3804

印

提出者が代理人の場合、届出書等には、以下の記入例に示すとおり、代表者と代理者の所在地、名称、職氏名を記載する。

<記入例>

ばい煙発生施設設置(使用、 変更)届出書	
令和 年 月 日	
千葉県知事	様
代表者	東京都〇〇区〇〇町〇〇一〇 △△△△株式会社 代表取締役社長 □□ □□
提出者	上記代理人 千葉県〇〇市〇〇町〇〇一〇 △△△△株式会社 △△工場 工場長 □□ □□ (代理者)

記入例

様式第 1

硫黄酸化物に係る適用施設設置(使用・変更)計画書

令和 年 月 日

〇 〇 地域振興事務所長 〇〇〇〇 様

〒260-0000

千葉市中央区市場町1-1

提出者 京葉工業 株式会社

代表取締役 京葉 次郎

電話番号 043-223-3804

硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱第5条第1項(第5条第2項、第6条、第7条)の規定により、適用施設について、次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称	京葉工業株式会社 市原工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	〒273-0000市原市岩崎西1-8-8 (千葉南部区域・ 千葉北部区域)	※ 受付年月日	
適用施設のうち異同のある施設(施設番号)	①ボイラー 2基 ⑥加熱炉 1基 (5427, 3062, 1426)	※ 工場又は事業場番号	
硫黄酸化物に係る適用施設別原料・燃料使用量及び硫黄酸化物排出量等(総括表)	別紙1のとおり	※ 審査結果	

(連絡先)

- 備考
1. 工場又は事業場の所在地の欄の()内は該当する区域を○で囲むこと。
 2. 適用施設(施設番号)の欄は、本計画に該当する施設について施設の種類及び県(市)の施設番号(既設のみ)を記入する。
 3. ※印欄は記載しないこと。

硫黄酸化物に係る適用施設別原料・燃料使用量及び硫黄酸化物排出量等(総括表)

[illegible]

*2 硫酸化物排出量は小数点以下3桁目を切り捨てる。

*3 稼働状況は通常、予備、休止、廃止の別を記入する。

*4 許容排出量は小数点以下3桁目を切り捨てる。

〔備考〕 1. 1施設で複数の原料・燃料を用いたり、複数の

【備考】1. 1施設で複数の原料・燃料を用いたり、複数の使用方法がある場合は、それらのうちで典型となるものを記入する。
なお、その形態の内訳を本用紙により別記し、添付する。

2 廃止施設は＝線で削除する。(適用期日は記入)

3 乾キガス量、SO_x排出量及び許容排出量について

5. 乾さかへ重、SOx排山重及び計容排山重については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（標準状態）における重に換算したものとす。

総量規制基準の特定工場等	*4 許容排出量	0.89	m3N/h
燃料使用基準の適用工場等	許容S分	—	%

休止・予備施設は、通常稼働の状況のW, W i
の算定から除かれます。したがって許容排出量
の算定には用いません。

特定粉じん排出等作業実施届出書

令和 年 月 日

〇〇地域振興事務所長 様

代表者 東京都〇〇区〇〇町1-2-3
〇〇商事株式会社
代表取締役社長 田中 〇〇

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	成田市△△区△△町3-2-1 〇〇商事株式会社千葉営業所 (届出対象特定工事の名称) 千葉ビル解体工事		
届出対象特定工事の元請業者 又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	東京都××区××町4-5-6 ××建設株式会社 代表取締役社長 鈴木 ××		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 ①の項 建築物等の解体作業（次項又は5の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 1 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 令和3年4月27日 至 令和3年5月27日	※整理番号	
		※受理年月日	
特定建築材料の種類	① 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり		
特定建築材料の使用面積	20.0 m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） 延べ面積 2,100 m ² （3階建） 其他工作物	※備考
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	千葉市□□区□□町6-5-4 ××建設株式会社千葉事務所 現場責任者 斉藤 □□ 電話番号 000-000-0000	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	千葉市◇◇区◇◇町7-8-9 ◇◇技研株式会社千葉事務所 現場責任者 伊藤 ◇◇ 電話番号 000-000-0001	

- 正本、副本の計2部を提出する。（副本は審査終了後に返却。）
- 届出日を記入。

記入例

- 届出書の提出先の長を記載する。
- 法人の場合住所は、登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を記載する。
法人にあっては、代表者の職・氏名を記載する。
- 代表権を有しない者による届出の場合は、委任状を添付し、届出書には代表者と代理者の所在地、名称、職氏名を記載する。
- 不要条文を抹消する（第2項は、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合の届出）。

- 届出対象特定工事の場所及び住所並びに名称を記載
- 元請業者を記載する。自主施工の場合は、届出者（発注者）と同じで良い。

- 該当作業を○で囲み、作業件数を記入する。

- 作業の開始日と完了日を記載する。
(開始日は除去等に係る一連の作業の開始日であり、工事そのものの開始日ではない)

- 特定建築材料の種類を○で囲み、使用面積を記入する。

- 施工者（元請業者）と下請負人の現場責任者等を記載する。

連絡先 ○○課 ×× ××
(電話番号) ○○○-○○○-○○○○

●届出担当者の連絡先を記入する。

- 備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類とみなす。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置	除去 囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
集じん・排気装置	
機種・型式・設置数	A工業 B-1000 1台
排気能力 (m ³ /min)	25 m ³ /min (1時間当たり換気回数 4回)
使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	C工業製 HEPA フィルター 集じん能力 99.97 %
使用する資材及びその種類	・養生シート ・養生テープ ・廃石綿等専用廃棄袋 ・飛散抑制剤 D社製 E-100 ・飛散防止材 F社製 G-200
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	・大気汚染防止法に基づく掲示板を設置する。 ・養生シートにて、作業範囲の6面を隔離するとともに前室を設ける。 等々

● 特定建築材料の処理方法を○で囲む。

● 集じん機の機種・型式・設置数を記載する。

● 集じん機の能力で1時間当たり、作業場（前室含む）を4回以上換気できる能力が確認する。

必要台数 $\geq \frac{\text{作業場の気積 (床面積m}^2 \times \text{高さm)}}{(15 \text{分}) \times \text{集じん・排気装置1台当たりの排気能力 (m}^3 \text{/分)}}$
(小数点以下は切上げ)

● JISZ8122に定めるHEPAフィルタであるか製品名等から確認する。
● 使用する資材及びその種類について記載する。

● その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。